

平成 19 年度財政援助団体等監査報告

1 監査の対象

平成 19 年度財政援助団体等に関する事務の監査については、財政援助団体、公の施設の指定管理者を対象とし、市が今年度、団体等へ交付する補助金及び指定管理者について、所管する課等の事務の執行について監査を実施した。

№	所管課	補助金等の名称
1	企画市民部市民課	能代市防犯協会活動費補助金
2	福祉保健部福祉課	能代市社会福祉協議会運営費補助金
3	福祉保健部子育て支援課	認可外保育施設健康・衛生管理費補助金
4	福祉保健部長寿いきがい課	福祉基金事業費補助金
5	福祉保健部長寿いきがい課	能代市保坂福祉会館松寿園（指定管理者）
6	産業振興部商工港湾課	空き店舗流動化支援事業費補助金
7	産業振興部商工港湾課	キョーリン製薬（株）雇用奨励金
8	産業振興部商工港湾課	（株）グラノプト雇用奨励金
9	産業振興部商工港湾課	総合技能センター（指定管理者）
10	産業振興部観光振興課	二ツ井町観光協会補助金
11	産業振興部観光振興課	おなごりフェスティバル補助金
12	産業振興部観光振興課	二ツ井総合観光センター（指定管理者）
13	産業振興部農林水産課	稲作病虫害防除対策事業費補助金
14	教育委員会学校教育課	二ツ井中学校遠距離通学費補助金
15	教育委員会生涯学習課	民俗芸能等振興費補助金
16	二ツ井地域局福祉保健課	二ツ井町総合福祉センター（指定管理者）
17	二ツ井地域局建設課	富根地区簡易水道事業（指定管理者）
18	二ツ井地域局建設課	仁鮎地区簡易水道事業（指定管理者）

2 監査の期間

平成 19 年 1 1 月 1 1 日～平成 20 年 2 月 6 日

3 監査の範囲と方法

監査の対象とした補助金等に係る事務の執行について、各所管課等に対し、資料及び関係書類の提出を求め、それに基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

監査は、補助金及び指定管理者に関する事務が適法かつ妥当であることを確かめるとともに、次の項目に特に視点を置いて実施した。

(1)財政援助団体（補助金）

補助要綱等は策定されているか。

補助金の額の算出根拠は明確であるか。

補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。

交付団体への指導監督は適切に行われているか。

交付目的や効果等から判断して廃止等の見直しの必要はないか。

補助金の使途は適切か。

(2)指定管理者

指定管理者の指定は、法令に根拠を置いているか。

指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

公の施設の管理に関する協定等は、適切に行われているか。

管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適切か。

事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に対して指導監督は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした補助金について所管課等に対する監査を行った結果、補助金に係る事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

(1)財政援助団体（補助金）

本年度は、本市が交付している補助金のうち12件を抽出し、交付事務等について調査した。このうち、次のとおり、改善すべき事項があった。

補助規準の明確化について

店舗改装等に対する補助金で、補助金交付申請者である個人事業主ではなく、親族名義の領収書等に基づき、実績報告書が作成されている例があった。個別の交付要綱では、このような場合の取り扱いが規定されていない。いかに親族であろうと、補助金受給者と別人の名義で対象事業が行われることは、補助目的等に疑念を持たれる可能性もあることから、想定される事例を考慮し、補助規準を明確にするよう

努められたい。

■ 産業振興部

実績報告書等による履行確認について

イベントに対する補助金の中で、実績報告書に記載されている支出内容が、大雑把に区分されているだけで、具体的な使途が不明確なものがあった。これに加え、過去に交付した補助金の不正受給が問題となっており、交付事務を行った市の監督責任が問われている。これらを教訓とし、今後は、補助金の目的・使途について、その事業が十分に達成されているかどうか、不適切なものがないか把握し、指導するよう改善されたい。

また補助金交付事務を行う部署においては、詳細な履行確認を行うことは当然のことであり、一歩進めて、事業の履行結果を分析することによって、どのような効果があったのか、補助金が有効に活用されたかなどについて検証されるよう望むものである。

■ 産業振興部

(2) 指定管理者

本市では、平成19年10月1日現在、14カ所の施設について指定管理者を指定している。今回は、このうち6カ所の指定管理者に関する事務を調査した。このうち、次のとおり、改善すべき事項があった。

指定管理者との協定について

協定に定められた資格要件等の確認が行われていないもの、もしくは確認した証拠書類を保管していないものがあった。協定は、市と指定管理者双方が合意した内容を規定したものであり、定められた内容に基づき、遺漏のないよう事務を執行されたい。

■ ニツ井地域局

指定管理者に対する指導監督について

指定管理者に対する実地調査等を行っていないものがあった。また、市の施設であるにも関わらず、施設の規模等の詳細を把握していないものがあった。施設の管理については、指定管理者が責任を負うものであるが、あくまでも市の施設であることに変わりはなく、管理状況を十分に把握し、適切な管理が行われるよう指導監督に努められたい。

■ ニツ井地域局

5 補助事業・指定管理者の概要

監査の対象とした補助事業及び指定管理者の主な内容は、次のとおりである。

1 能代市防犯協会活動費補助金
○ 補助事業等の目的 : 地域と行政が一体となって市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全・安心して暮らせる街づくりを進める。 ○ 補助事業者等 : 能代市防犯協会 ○ 補助金額 : 249,000円 ○ 申請月日 : 平成19年9月12日 ○ 事業計画期間 : 平成19年4月1日～平成20年3月31日 ○ 補助開始年度 : 昭和48年度(旧能代市) ○ 事業費に対する率 : 12.4% ○ 内部監査体制 : あり
2 能代市社会福祉協議会運営費補助金
○ 補助事業等の目的 : 地域福祉の推進。 ○ 補助事業者等 : 能代市社会福祉協議会 ○ 補助金額 : 27,498,000円 ○ 申請月日 : 平成19年6月27日 ○ 事業計画期間 : 平成19年4月1日～平成20年3月31日 ○ 補助開始年度 : 平成18年度 ○ 事業費に対する率 : 61.9% ○ 内部監査体制 : あり
3 認可外保育施設健康・衛生管理費補助金
○ 補助事業等の目的 : 地域福祉の推進。 ○ 補助事業者等 : 湊城幼児センター 外1者 ○ 補助金額 : 350,250円(2者の合計額) ○ 申請月日 : 平成19年10月15日 ○ 事業計画期間 : 平成19年4月1日～平成20年3月31日 ○ 補助開始年度 : 平成13年度 ○ 事業費に対する率 : (受給者ごとに異なる) ○ 内部監査体制 : あり

4	福祉基金事業費補助金
○補助事業等の目的：高齢者等の福祉の増進を図るため。 ○補助事業者等：精神保健家族会 外 6 者 ○補助金額：2,140,700円（7 者の合計額） ○申請月日：平成19年4月4日～（受給者ごとに異なる） ○事業計画期間：平成19年4月1日～（受給者ごとに異なる） ○補助開始年度：平成4年度 ○事業費に対する率：（受給者ごとに異なる） ○内部監査体制：あり	

5	能代市保坂福祉会館松寿園（指定管理者）
○指定管理者：能代市老人クラブ連合会 ○議会の議決：平成18年3月7日 ○指定通知・告示：平成18年3月9日 ○指定期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日 ○利用料金制：あり（利用料金の承認・平成18年3月31日） ○指定管理料：2,428,000円 ○例月報告：あり（基本協定に規定、毎月5日まで） ○現地調査：平成19年11月26日実施 ○内部監査体制：あり	

6	空き店舗流動化支援事業費補助金
○補助事業等の目的：空き店舗の取得者や賃貸者に対して助成を行うことで、流動化を促し、商店街の活性化に結びつける。 ○補助事業者等：特定非営利活動法人 メリーゴーランド 外 2 者 ○補助金額：1,809,593円（3 者の合計額） ○申請月日：平成19年7月2日～（受給者ごとに異なる） ○事業計画期間：平成19年7月9日～（受給者ごとに異なる） ○補助開始年度：平成19年度 ○事業費に対する率：（受給者ごとに異なる） ○内部監査体制：（受給者ごとに異なる）	

7 キョーリン製薬（株）雇用奨励金

- 補助事業等の目的：能代市商工業振興促進条例に基づき、市内への工場等の新設・増設するものに対し、奨励措置を講ずることにより、本市商工業の振興と雇用促進を図る。
- 補助事業者等：杏林製薬（株）
- 補助金額：14,700,000円
- 申請月日：平成19年5月31日
- 事業計画期間：平成18年5月1日～平成19年4月30日
- 補助開始年度：平成18年度
- 事業費に対する率：-（限度額：1人30万円以内、1工場等3,000万円以内）
- 内部監査体制：あり

8 （株）グラノプト雇用奨励金

- 補助事業等の目的：能代市商工業振興促進条例に基づき、市内への工場等の新設・増設するものに対し、奨励措置を講ずることにより、本市商工業の振興と雇用促進を図る。
- 補助事業者等：（株）グラノプト
- 補助金額：1,600,000円
- 申請月日：未申請
- 事業計画期間：平成18年11月1日～平成19年10月31日
- 補助開始年度：平成18年度
- 事業費に対する率：-（限度額：1人30万円以内、1工場等3,000万円以内）
- 内部監査体制：あり

9 総合技能センター（指定管理者）

- 指定管理者：職業訓練法人 能代市職業訓練協会
- 議会の議決：平成18年3月7日
- 指定通知・告示：平成18年4月1日
- 指定期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日
- 利用料金制：あり（利用料金の承認・平成18年3月31日）
- 指定管理料：520,000円
- 例月報告：あり（基本協定に規定、毎月5日まで）
- 現地調査：なし
- 内部監査体制：あり

1 0 ニツ井町観光協会補助金

- 補助事業等の目的：観光協会が行う事業を支援することにより、行事観光の充実を図り、誘客を促進する。
- 補助事業者等：ニツ井町観光協会
- 補助金額：5,600,000円
- 申請月日：平成19年4月17日
- 事業計画期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日
- 補助開始年度：-
- 事業費に対する率：81.4%
- 内部監査体制：あり

1 1 おなごりフェスティバル補助金

- 補助事業等の目的：フェスティバルを開催することにより、宿泊・飲食関係を中心とした地域経済に波及効果をもたらし、本市の観光と物産をPRする機会となる。
- 補助事業者等：2007おなごりフェスティバル実行委員会
- 補助金額：3,000,000円
- 申請月日：平成19年7月3日
- 事業計画期間：平成19年7月3日～平成19年12月28日
- 補助開始年度：昭和62年度
- 事業費に対する率：15.0%
- 内部監査体制：あり

1 2 ニツ井総合観光センター（指定管理者）

- 指定管理者：ニツ井観光開発株式会社
- 議会の議決：平成18年3月9日
- 指定通知・告示：平成18年3月20日
- 指定期間：平成18年6月1日～平成21年3月31日
- 利用料金制：なし
- 指定管理料：なし
- 例月報告：あり
- 現地調査：なし
- 内部監査体制：あり

1 3 稲作病虫害防除対策事業費補助金

- 補助事業等の目的：無人ヘリによる稲作病虫害の一斉防除の経費に対し助成し、良質米生産の推進を図る。
- 補助事業者等：能代地区病虫害防除対策協議会 外 3 者
- 補助金額：4,345,000円
- 申請月日：平成19年7月13日
- 事業計画期間：平成19年7月13日～平成19年12月28日
- 補助開始年度：-
- 事業費に対する率：(受給者ごとに異なる)
- 内部監査体制：(受給者ごとに異なる)

1 4 ニツ井中学校遠距離通学費補助金

- 補助事業等の目的：遠距離通学生徒の負担軽減のため。
- 補助事業者等：ニツ井中学校長
- 補助金額：1,183,680円
- 申請月日：平成19年4月17日
- 事業計画期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日
- 補助開始年度：-
- 事業費に対する率：81.4%
- 内部監査体制：あり

1 5 民俗芸能等振興費補助金

- 補助事業等の目的：能代市民俗芸能連合会が行う事業活動に対し、支援を行うことにより、市民の地域の伝統文化への理解が深められ、保存・伝承等に対する意識高揚が図られる。
- 補助事業者等：能代市民俗芸能連合会
- 補助金額：700,000円
- 申請月日：平成19年7月31日
- 事業計画期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日
- 補助開始年度：平成19年度
- 事業費に対する率：88.1%
- 内部監査体制：あり

1 6 ニツ井町総合福祉センター（指定管理者）

- 指 定 管 理 者：社会福祉法人 能代市社会福祉協議会
- 議 会 の 議 決：平成18年3月9日
- 指 定 通 知・告 示：平成18年3月20日
- 指 定 期 間：平成18年6月1日～平成21年3月31日
- 利 用 料 金 制：あり（利用料金の承認・平成18年5月30日）
- 指 定 管 理 料：11,815,350円
- 例 月 報 告：あり
- 現 地 調 査：平成19年11月13日実施
- 内 部 監 査 体 制：あり

1 7 富根地区簡易水道事業（指定管理者）

- 指 定 管 理 者：富根簡易水道組合
- 議 会 の 議 決：平成18年3月9日
- 指 定 通 知・告 示：平成18年3月20日
- 指 定 期 間：平成18年6月1日～平成21年3月31日
- 利 用 料 金 制：あり（利用料金の承認・平成18年5月30日）
- 指 定 管 理 料：給水使用料及び手数料から積立金及び保険料等を差し引いた金額
工事及び修繕の費用
- 例 月 報 告：あり（基本協定に規定、毎月末日までに前月分を報告）
- 現 地 調 査：なし
- 内 部 監 査 体 制：あり

1 8 仁鮎地区簡易水道事業（指定管理者）

- 指 定 管 理 者：仁鮎簡易水道組合
- 議 会 の 議 決：平成18年3月9日
- 指 定 通 知・告 示：平成18年3月20日
- 指 定 期 間：平成18年6月1日～平成21年3月31日
- 利 用 料 金 制：あり（利用料金の承認・平成18年5月30日）
- 指 定 管 理 料：給水使用料及び手数料から積立金及び保険料等を差し引いた金額
工事及び修繕の費用
- 例 月 報 告：あり（基本協定に規定、毎月末日までに前月分を報告）
- 現 地 調 査：なし
- 内 部 監 査 体 制：あり